

# 固定資産税の軽減制度

## 新規の機械装置を導入する予定はありますか？

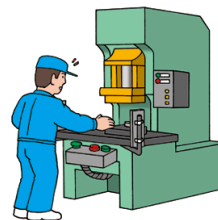
平成31年3月31日までに取得した資産が対象で  
固定資産税を3年間1/2に軽減します。

要件：①新品で160万円以上の機械及び装置  
②生産性1%向上(10年以内に販売開始)  
〈担当する工業会の証明が必要〉

【注意1】この税制を適用するための証明書発行に2カ月程度かかります。  
まず、メーカーに証明書が出せるか確認をしてください。

【注意2】機械装置取得から2カ月以内に「経営力向上計画書」を作成する  
必要があります。

平成29年度中に取得し軽減制度の続きをした場合は、平成30年1月1日  
時点に所有する資産として申告され、平成30・31・32年度の3年間固定  
資産税が軽減されます。



※機械装置の購入を検討している場合は、気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先：高山西商工会 一之宮本所 TEL 53-3112 FAX 53-3129



清見支所 TEL 68-3366 FAX 68-2570

荘川支所 TEL 2-1019 FAX 2-2559